

USEN MUSIC Entertainment

契約約款

2024年2月21日版

株式会社USEN

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社USEN（以下「当社」といいます。）は、このUSEN MUSIC Entertainment 契約約款（別紙を含み、以下「本約款」といいます。）を定め、本約款に従いUSEN MUSIC Entertainment（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（用語の定義）

本約款における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
申込者	当社に対して利用契約の締結を申し込む者
契約者	当社と利用契約を締結した者
USEN SMART TV	Android OS および本サービスを提供するために必要なアプリを搭載した当社が提供するテレビモニターおよびその付属品
対象店舗	契約者が本サービスを利用する場所として指定した店舗または施設
貸与機器	タブレット、アンプ、スピーカー、マイク、マイク受信機、マイク充電器、呼び出しベルその他の当社が本サービスおよび第21条に定めるオプションサービスの提供にあたり契約者に貸与する機器
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第3条（約款の変更）

当社は、次の場合に、当社の裁量により本約款を変更することができます。

- (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。

3 変更後の本約款の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に異議なく同意したものとみなします。

第4条（本サービス）

本サービスの概要は次のとおりとし、具体的なサービス内容は第3章で規定するものとします。

名称	概要
USEN MUSIC Entertainment	当社が契約者に USEN SMART TV および IoT 機器を貸与し、BGM（プログラム機能、AI チャンネルを含む）、BGV、イベント演出、ミュージックビデオ、TV&サイネージ、BINGO!を提供するサービス

2 本サービスの利用にあたっては、別途甲が提供する会員登録サイト USEN MEMBERS への登録が必要となります。

3 本サービスは電気通信を利用して提供します。契約者は、電気通信回線その他、契約者が本サ

ービスを利用するうえで必要となる電気通信の利用環境を、自らの費用と責任で調達し、管理、保持するものとします。

第5条（認証情報）

当社は、本サービスを提供するためのアカウントIDを契約者に付与します。契約者は、アカウントIDと合わせて使用するパスワード、その他の契約者を識別するための情報（以下、併せて「認証情報」といいます。）を、自己の責任において管理するものとします。

- 2 契約者は、認証情報および認証情報に基づく本サービスを利用する権利を、第三者と共有または第三者に許諾しないものとします。
- 3 当社は、第三者が認証情報を使用して本サービスを利用した場合であっても、契約者自身による利用とみなし、契約者は当該利用について、一切の責任を負うものとします。

第6条（USEN SMART TV および貸与機器の貸与）

当社は、USEN SMART TV および本サービスを利用するために必要な機器（以下、総称して「貸与機器等」といいます。）を、契約者に貸与します。貸与機器等の貸与については、第4章で規定するものとします。

第7条（サービス提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内とします。ただし、提供区域内であっても、利用環境によって本サービスを利用することができない場合があります。

第2章 利用契約

第8条（利用契約申込みの方法）

申込者は、本約款の内容を承諾の上で、当社所定の方法により利用契約の申込みを行うものとします。

第9条（申込みの承諾）

利用契約は、当社が前条の申込みを承諾したときに、申込み受付日に遡って成立するものとします。

- 2 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 利用契約の申込みに虚偽の内容が含まれていたことが判明したとき。
 - (2) 本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (3) 第20条（本サービスの提供の停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、または契約を解除されたことがあるとき。
 - (4) 当社の提供するサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または当該サービスの利用の停止を受けたことがあるとき、またはこれらの措置を受けた契約者と関係があるとき。
 - (5) 自らまたは自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）であるとき。
 - (6) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 3 当社は、前項の規定により利用契約の申込みを承諾しないときは、申込者に対して、承諾しない旨のみを当社所定の方法で通知します。この場合、当社は、不承諾の理由を開示する義務を負わないものとします。

第10条（提供開始日および契約期間）

本サービスの提供開始日は、利用契約に基づき当社が貸与機器等の貸与を開始した日とします。

- 2 利用契約の契約期間は、本契約成立の日から、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日を起算日として2年間が経過する日までとします。ただし、契約期間満了日の属する月の1日から末日までの期間（以下、契約更新期間といいます。）中に契約者、当社のいずれからも更新拒絶の通知が行われない場合には、契約期間満了日の翌日から2年間、同一条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第11条（利用の一時休止）

契約者は、本サービスの利用休止を希望するときは、休止を開始する月の前々月末日までに、当社所定の方法により届出を行うものとし、当社が当該届出による一時休止を承諾した場合、別紙1料金表に定める一時提供休止手数料を当社に支払うことにより、本サービスの利用を一時休止することができます。

- 2 一時休止期間は、月の初日を開始日とした1ヶ月単位かつ6ヶ月以内で定めるものとします。

第12条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称または所在地その他当社に届け出た事項について変更があった場合には、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。

- 2 契約者は、当社から求められた場合には、前項の届出内容を証明する書類を提示するものとします。
- 3 本条に基づく手続きを怠ったことにより、本サービスの利用ができない等、契約者または第三者に損害が生じた場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 契約者が本条による届け出を怠ったことにより、当社からの通知が不達または遅延した場合、通常到達すべき時に到達したとみなします。

第13条（権利および義務の譲渡の禁止）

契約者は、本約款、利用契約に基づき生じる権利および義務を、第三者に譲渡することができません。

第3章 USEN MUSIC Entertainment

第14条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、次表のとおりとします。

名称	内容
(1) USEN MUSIC (USEN MUSIC Entertainment 版)	USEN SMART TVを受信器とし、対象店舗のBGMとして利用するために、楽曲、楽曲のジャケット画像およびアーティスト画像を配信するサービス並びにこれに付随するサービス（楽曲のファイルをUSEN SMART TVに保存し、それを再生するサービスではありません。）
(2) プログラム機能	USEN MUSICのBGMチャンネル、契約者が編成するオリジナルBGMチャンネル、AIチャンネルおよび当社の提供する店内アナウンスを、契約者が設定する時間、条件に自動的に配信する機能

(3) AI チャンネル	AI 技術を用いて自動的に編成される BGM チャンネル
(4) イベント演出機能	USEN SMART TV を受信機とし、当社が提供するコンテンツ、契約者が作成するコンテンツを、契約者が設定する時間、条件に自動的に配信するサービス
(5) BGV（映像）	USEN SMART TV を受信機とし、自然、各国街並み等の映像を BGM と併せて配信するサービスおよびこれに付随するサービス
(6) ミュージックビデオ	USEN SMART TV を受信機として、ミュージックビデオ映像をオンデマンド配信するサービスおよびこれに付随するリクエスト機能によるオンデマンド配信サービス
(7) TV&サイネージ	USEN SMART TV を受信機として、地上波デジタル放送、BS 放送、CS 放送（以下併せて「テレビ放送」といいます。）を受信するサービスおよび USEN SMART TV の画面上に当社が提供する映像、契約者が自ら設定する画像、映像を表示するデジタルサイネージサービス
(8) ビンゴ	USEN SMART TV 搭載コンテンツとしてビンゴゲームを提供するサービス

- 2 本サービスの利用には、スピーカー、アンプその他の音響機器およびそれらの配線等（以下「音響機器等」といいます。）を必要とします。なお、本サービスには、USEN SMART TV、音響機器等設置工事を含みません。
- 3 本サービスは、対象店舗が提供区域内にある場合であっても、SMART TV の設置場所その他対象店舗の環境により通信速度が低下すること、および SMART TV が通信できないことにより本サービスを利用できないことがあります。
- 4 第二項の規定にかかわらず、当社は、別途契約者と合意した場合は、有償にて USEN SMART TV、音響機器等の設置工事を行うことがあります。
- 5 テレビ放送を受信するにあたり、放送事業者との間で締結を必要とする契約については、契約者の責任において締結するものとします。

第15条（使用許諾）

本サービスにより提供する楽曲、画像、映像およびコンテンツ等は、対象店舗内に設置された USEN SMART TV においてのみ利用することができ、それ以外の目的に利用することはできません。

第16条（設定の変更等）

USEN SMART TV に搭載する OS およびアプリケーションのインストール、設定、バージョンアップまたは再インストールは、当社が行うものとし、契約者は自らこれらの行為を行ってはならないものとします。

第17条（AI チャンネル）

AI チャンネルは、AI 技術を用いた当社のシステム（以下「AI エンジン」といいます。）により、USEN SMART TV が取得した情報および天気その他の外部情報の条件に照らして BGM を自動的に編成し、USEN SMART TV に送信します。ただし、送信時に USEN SMART TV が通信できない場合には、AI チャンネルの更新が行われない場合があります。

- 2 AI エンジンは、天気を AI チャンネルの編成の参考情報の一つに利用しますが、一定時間ごとに編成を行う性質上、急激な天気の変化に対応した AI チャンネルの編成および USEN SMART TV への送信はできません。
- 3 AI エンジンは、契約者の嗜好に合致する AI チャンネルを編成することを保証するものではありません。契約者の嗜好により近い BGM が AI チャンネルで編成されるようにするには、契約者が USEN SMART TV により設定を行う必要があります。
- 4 AI エンジンは、再学習の結果、同一の条件であっても異なる BGM による AI チャンネルを編成し、または異なる条件であっても、同一の BGM による AI チャンネルを編成することがあります。

第18条（著作物の使用料等）

当社は、契約者が本サービス（テレビ放送および第 21 条に定めるオプションサービス「USEN KARAOKE by JOYSOUND」を除く）により提供される著作物を、対象店舗内に設置された USEN SMART TV により利用するために必要となる著作権等管理事業者（一般社団法人日本音楽著作権協会を含みますがこれに限らず、以下「管理事業者」といいます。）に対する手続きおよび著作物使用料の支払いを契約者に代わり行うものとし、契約者は当該利用において管理事業者に対する著作物使用料の支払を要しないものとします。

- 2 当社は、楽曲の管理および適正な使用を目的とする第三者（管理事業者を含みますがこれに限られません。）に、契約者および利用契約にかかる情報（利用契約を締結または解約をした事実を含みます。）を開示することがあります。契約者は、これをあらかじめ承諾するものとします。

第19条（権利の帰属先）

本サービスにより提供される楽曲、音声、文書、図画、ジャケット写真、画像、映像、コンテンツ等にかかる電子データファイル、AI チャンネル、本サービスの提供のために必要なコンピュータプログラム、データベース、Web サイトデザイン等（以下、総称して「楽曲ファイル等」といいます。）にかかる著作権、著作隣接権、商標権その他一切の知的財産権およびノウハウは、当社または正当な権利を有する権利者（レコード会社、放送事業者を含みますが、これに限られません。）に帰属するものとします。

第20条（本サービスの提供の停止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本サービスにかかるシステム等の点検および保守作業を定期的または緊急に行う場合
 - (2) インターネット接続サービス等の通信回線が事故等により停止した場合
 - (3) 不可抗力等により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) 本サービスの外部連携サービス等に、トラブル、サービス提供の中断や停止、連携の停止および仕様変更等が生じた場合
 - (5) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わない場合
 - (6) 第 8 条（利用契約申込みの方法）に基づく申込み虚偽の内容が含まれることが判明した場合
 - (7) 本約款の規定に違反する行為であって、本サービスにかかる業務の遂行または当社若しくは外部事業者著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をした場合
 - (8) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
- 2 当社は、本条に基づき当社が行った措置により、契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第21条（オプションサービス）

当社は、本サービスの追加サービスとして、次表に定めるサービス（以下「オプションサービス」といいます。）を販売または提供します。

名称	内容
(1) USEN KARAOKE by JOYSOUND	当社を販売者、株式会社エクシングを提供者として、株式会社エクシングが、USEN SMART TVを受信機として、カラオケサービス「JOYSOUND」を配信するサービス
(2) USEN BELL	TV&サイネージ機能と連動して、当社が別途貸与する「呼び出しベル」が使用された際に、設定された番号をUSEN SMART TVの画面上に表示する機能およびこれに付随するサービス

- 2 USEN KARAOKE by JOYSOUNDを利用するにあたっては、別途当社の定める利用規約に基づき、当社の定める方法による申込が必要です。なお、サービスの詳細、利用条件については、当該規約にて定めるものとします。
- 3 USEN BELLを利用するにあたっては、当社の定める方法による申込が必要です。
- 4 オプションサービスを利用するにあたっては、別途当社の指定する貸与機器が必要です。当社は、第2項または第3項の申込により利用契約が成立した契約者に対し、貸与機器を貸与します。

第22条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 当社、外部事業者または、その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます。）
- (2) 貸与機器等を使用して、第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の映像データを撮影する行為
- (3) 第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の映像データを本サービスに送信する行為
- (4) 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為
- (5) 猥褻な情報または青少年に有害な情報を送信する行為
- (6) 異性交際に関する情報を送信する行為
- (7) 法令または当社若しくは契約者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (8) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを含む情報を送信する行為
- (9) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを、本サービスを通じて送信する行為
- (10) 本サービスの全部または一部を利用契約に定める目的以外で、使用方法を問わず利用する行為（それらの準備を目的とした行為も含みます。）
- (11) 当社または第三者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (12) 本サービスのサーバ等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
- (13) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の登録情報を取得する行為
- (14) 長時間の架電や同様の問い合わせを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務に著しく支障を生じさせる行為
- (15) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (16) 貸与機器等の転貸、譲渡、売却、担保の差し入れその他の処分をする行為
- (17) 貸与機器等を分解、改造、修理し、貸与機器等にあらかじめ行われた設定を変更（アプリの削除を含みます。）し、または当社が禁止するコンピュータプログラムのインストールをする行為

- (18) 利用契約に定める対象店舗住所から貸与機器等を移動する行為
 - (19) 当社の定める利用条件、利用環境、操作手順等に従わない行為
 - (20) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 当社は、本サービスにおける契約者による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると当社が判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、当該情報の全部または一部を削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について、当社に故意または重過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

第4章 貸与機器等の貸与

第23条（貸与機器等の貸与）

- 当社は、利用契約に基づき、契約者に対し貸与機器等を貸与します。なお、契約者は、貸与機器等の利用に必要な消耗品および貸与機器等を動作させるために必要な電気代料金その他の費用を負担するものとします。
- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合、予告をすることなく貸与機器等を変更することがあります。
 - 3 契約者は、利用契約の契約期間中であっても、第37条（利用契約の解約）により利用契約を解約し、貸与機器等を返却することができます。
 - 4 前項の場合、契約者は別紙1料金表第3（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。

第24条（貸与機器等の返還）

- 契約者は、次の各号に該当する場合、当社所定の方法により貸与機器等を当社または当社の指定する事業所へ速やかに返還するものとします。ただし、当社が定めた返還期日までに契約者が貸与機器等を返還しない場合は、当社が回収を行うことができるものとします。この場合、契約者は当該回収に要した費用を当社の請求に基づき負担するものとし、当社の指定する方法および期限に従い当該費用を支払うものとします。
- (1) 利用契約が解除されたとき。
 - (2) 第23条（貸与機器等の貸与）第2項の規定により、当社が貸与機器等を変更するとき。
 - (3) 不良・故障による交換等その他の事由で貸与機器等を利用しなくなったとき。
 - (4) その他貸与機器等を利用しなくなったとき。
- 2 契約者は前項の場合において、契約者が貸与機器等を返還しなかったときは、第1項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。
 - 3 契約者は、貸与機器等を毀損した状態で返還した場合または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できない場合には、前項に定めるほか、別紙1料金表第6（紛失・損害金）に規定する料金の支払を要します。

第25条（貸与機器等の管理責任）

- 契約者は、貸与機器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- 2 契約者は、貸与機器等の盗難、紛失または毀損があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
 - 3 当社は、第三者が貸与機器等を利用した場合であっても、その貸与機器等の貸与を受けている契約者が利用したものとみなします。
 - 4 貸与機器等の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとし、契約者は貸与機器等の利用において当社に損害等を与えた場合にはこれを賠償するものとします。

第5章 料金等

第26条（料金）

本サービスおよび貸与機器等の賃貸借の料金は、別段の定めがない限り、別紙1料金表に定める料金とします。

第27条（支払義務）

契約者は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日から利用契約の終了の日までの期間について、別紙1料金表第1（基本利用料）に規定する基本利用料の支払を要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断または利用の停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料の支払は、次のとおりとします。
 - (1) 第11条（利用の一時休止）の規定により本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の基本利用料の支払いを要しません。
 - (2) 第20条（本サービスの提供の停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本利用料の支払を要します。
 - (3) 前二号の規定によるほか、契約者は、第35条（責任の制限等）に該当する場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本利用料の支払を要します。
- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 契約者は、契約更新期間以外に利用契約の解除があったときは、別紙1料金表第3（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。
- 5 契約者は、本サービスにかかる利用契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙1料金表第4（手続きに関する料金）に規定する料金の支払を要します。
- 6 契約者は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日から貸与機器等の貸与が終了する日の属する月の末日までの期間について、別紙1料金表第5（レンタル料）の規定により、貸与されている貸与機器等のレンタル料の支払を要します。
- 7 本条の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、当該定めが優先するものとします。

第28条（割増金）

契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第29条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。

第30条（債権の譲渡）

当社は、利用契約に基づき契約者が支払を要することとなった料金その他の債務にかかる債権の全部または一部を、第三者に譲渡することがあります。

第31条（料金の再請求）

当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとし、再請求業務を第三者に委託した場合に当社が要した費用は、契約者が負担するものとします。

第6章 保守

第32条（遠隔管理）

当社は、当社の監視システム等を通じて貸与機器等と通信を行い、死活監視その他当社が定める項目の監視を行います。

- 2 前項の監視により貸与機器等内のコンピュータプログラムが停止していることが判明した場合には、当社は、契約者に通知することなく直ちに、遠隔操作によりコンピュータプログラムが停止している貸与機器等の再起動を行うものとします。
- 3 第1項の監視により遠隔操作では解決しない障害が貸与機器等に発見された場合には、当社は、契約者に対し出張修理を案内します。
- 4 前項の案内または出張修理前に契約者と当社間で行われた連絡において契約者負担として説明された費用を除き、前三項の費用は基本利用料に含まれます。
- 5 貸与機器等との通信を行えない場合には、その原因が当社の故意または重過失によるものである場合を除き、当社は、本条に定める監視その他の行為を行う責任を負いません。

第33条（契約者の切分責任）

契約者は、本サービスを利用できないときその他障害を発見したときは、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、前項の通知があった場合には、速やかに障害等の原因を調査するものとします。
- 3 当社は、前項の調査の結果、遠隔操作により障害等の復旧が可能であると判断した場合には、遠隔操作により復旧を行います。
- 4 当社は、第2項の調査の結果、貸与機器等の修理が必要であると判断した場合には、出張修理を行います。この場合には、前条の規定を準用します。また、この場合契約者は、次の各号に掲げる事項をあらかじめ承諾するものとします
 - (1) 障害等の解消に貸与機器等の交換が必要となった場合には、交換後の機器が、交換前と同じ仕様の別の機器または同等の機能を有する仕様の異なる機器となる場合があること。
 - (2) 貸与機器等の故障の原因が契約者の責めに帰すべき事由によるものであると当社が判断した場合には、その調査および障害解消に要した稼働費（対応した人員の日当および交通費等を含みます。）ならびに故障した機器、設備の修理または交換にかかる費用を、当社の請求に従い支払うこと。

第34条（修理部品）

当社は、貸与機器等の修理において、その一部に後継品、再生品または代替品を使用することがあります。

第7章 一般条項

第35条（責任の制限等）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者に生じた損害を賠償しません。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスにかかる次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 別紙1料金表第1（基本利用料）に規定する料金
- 3 第1項の場合を除き、当社は本サービスの提供にあたって、契約者または第三者に与えた損害について賠償の責任を負いません。
- 4 前各項の規定にかかわらず、第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供を行わなかったときは、この限りではありません

第36条（免責）

当社は、次に掲げる事由ならびにこれに起因して契約者または第三者に生じた損害および損失について、賠償、補填その他の法律上の責任を負いません。

- (1) 当社の責めに帰することができない事由により生じた本サービスの停止
- (2) 天災、事変および降雨減衰その他気象に起因する本サービスの障害
- (3) 他の契約者の行為に起因する本サービスの障害
- (4) 逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害
- (5) 台風、地震、落雷などの自然災害に起因して生じた契約者または対象店舗が所有または占有する動産もしくは不動産に対する損害
- (6) 契約者と別途の合意により本サービスに関連して設置した本サービスに関連した機器の設置または保守の工事から1年を経過した後の施工または作業箇所が発生した不具合
- (7) 本サービスの内容の変更による損害や不具合
- (8) 本サービスの一部または全部の廃止

第37条（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、利用契約を解約しようとする場合には、解約を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の書面により申請するものとします。

第38条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、第20条（本サービスの提供の停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した場合において、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったと判断したときは、利用契約を解除することができます。

- 2 当社は、契約者が第20条（本サービスの提供の停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、当該事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと判断したときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 3 当社は、契約者に対し第42条（是正措置）に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めたときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 4 当社は、次に掲げる場合には、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体若しくはその行為者である場合または反社会的勢力であったと判明した場合
 - (2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合または妨害するおそれのある行為をした場合
 - (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (4) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社名誉、信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、自身またはその関係者が反社会的勢力である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合
 - (6) 契約者が、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき
 - (7) 財産状態が悪化し、または悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (8) 監督官庁による営業許可取消し、停止その他行政処分があったとき
 - (9) 本約款に定める条項につき重大な違反があったとき、または、本サービスの提供の継続が不可能と当社が判断した場合
- 6 本条に基づく解除により契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第39条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。この場合には、当社は、契

約者に対し、当社所定の方法でその旨を通知します。

第40条（業務の一部委託）

当社は本サービスを提供するにあたり、申し込みの取次、料金の請求、料金の徴収およびその他の業務を当社が別途指定する者に委託することがあります。

第41条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等、本サービスにかかる当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第42条（是正措置）

当社は、契約者が次に該当すると認めた場合には、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができます。

- (1) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認または混同を惹起するおそれのある行為。

第43条（個人情報等の保護）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および当社が別途定める「個人情報保護方針（<https://usen.com/legal/privacy1.html>）」および「個人情報の取扱いについて（<https://usen.com/legal/privacy2.html>）」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社は、契約者の個人情報について当社規定に従うほか、以下の目的で利用します。

- (1) 契約者への本サービスの提供
- (2) 契約者の管理
- (3) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
- (4) 貸与機器等の梱包、発送業務
- (5) 料金の請求に関する業務
- (6) 契約者からの問合せへの対応業務
- (7) 当社が発行するメールマガジンの配信
- (8) 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（Eメール等）
- (9) キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
- (10) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、(イ)契約者の同意が得られた場合、(ロ)法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ)合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、必要に応じて個人情報を開示することがあります。

4 当社は、当社規程に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

第44条（地位の承継）

契約者に相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。

2 前項の規定により契約者の地位を承継した方は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

第45条（分離条項）

本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

第46条（準拠法）

本約款および利用契約の準拠法は、日本法とします。

第47条（合意管轄）

契約者と当社の間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【別紙 1】料金表

通則

(料金の計算方法など)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、料金を合計した額を契約者へ請求します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 5 契約者は、料金表の規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、別途、契約者が申込書で指定した方法により支払うものとします。

(料金額の表示)

- 6 本サービスに関する料金額の表示は、消費税等相当額を含まない表示とします。本サービスに関する料金額について支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。ただし、料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

(料金の臨時減免)

- 7 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時にその料金および工事費を減免することがあります。
- 8 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。
- 9 本通則は、別段の定めがある場合を除き、本別紙以外の料金表に適用されます。

料金表

第 1 基本利用料

本サービスの基本利用料は、第 27 条（支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本利用料の適用			
(1) 基本利用料の料金	サービス名		料金額（月額）
		USEN MUSIC Entertainment	USEN MUSIC
プログラム機能			
イベント演出機能			
BGV			
ミュージックビデオ			
TV&サイネージ			
		BINGO!	
オプションサービス	(1) USEN KARAOKE by JOYSOUND	16,000 円	
	(2) USEN BELL	2,980 円～(※)	
備考 ※ 呼び出しベル 10 個セット+ID-LAN 中継器の価格です。 (呼び出しベル 1 つあたり：200 円 ID-LAN 中継器 1 つあたり：980 円)			

(2) 契約期間内に契約の解除などがあった場合の料金の適用	契約者は、契約期間内に契約の解除などがあった場合は、第27条（支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、料金表第3（契約解除料）に規定する金額を契約解除料として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
-------------------------------	---

第2 初期費用等

1 本サービスにおける初期費用は、次の通りとします。なお、初期費用および基本利用料は、当社から契約者に対して、改定をする1ヶ月前までに当社が通知をすることにより改定できるものとします。

初期費用	料金額
USEN MUSIC Entertainment サービス加入料	50,000 円

第3 契約解除料

1 適用

契約解除料は、第27条（支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容	
(1) 契約解除料の適用	契約解除料は、次のとおりとします。	
	種別	内容
	解約事務手数料	契約更新期間以外の日にご利用契約の解除があったときに支払いを要します。
	違約金	契約更新期間以外の日にご利用契約の解除があったときに支払いを要します。

2 契約解除料

次のとおりとします。

種別	単位	契約者	金額（課税対象外）
解約事務手数料	本サービス	全て	10,000円
違約金	本サービス	全て	契約期間の残期間分の基本利用料に相当する額※

※初回の契約期間中にのみ発生するものとし、更新後は発生しないものとします。

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金は、第27条（支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容	
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。
	一時提供休止手数料	休止を開始する月の前々月末日までに、当社所定の方法で通知のうえ、月の初日を開始日とした6ヶ月以内において本サービスの一時提供休止を行う場合、2（料金額）に規定する一時提供休止手数料の支払いを要します。

2 料金額

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000円
一時提供休止手数料	休止 1 回ごとに	3,000円

第 5 レンタル料

1 適用

貸与機器のレンタル料は、次のとおりとします。

2 レンタル料

貸与機器	単位	料金額 (月額)
タブレット (8インチディスプレイ)	1台ごとに	500円
ミキサーつきアンプ	1台ごとに	2,000円
大型スピーカー	1ペアごとに	1,000円
サブモニター (43inch)	1台ごとに	4,000円
サブモニター (24inch)	1台ごとに	1,500円
USEN BELL	1台ごとに	200円
USEN BELL 中継器	1台ごとに	980円
備考		

第 6 紛失・損害金 (一時金)

項目	単位	料金額 (課税対象外)
USEN SMART TV	1 台ごとに	70,000 円
タブレット	1 台ごとに	15,000 円
ミキサーつきアンプ	1 台ごとに	10,000 円
大型スピーカー	1 ペアごとに	10,000 円
サブモニター (43inch)	1 台ごとに	70,000 円
サブモニター (24inch)	1 台ごとに	25,000 円
USEN BELL	1 台ごとに	7,000 円
USEN BELL 中継器	1 台ごとに	15,000 円

【別紙2】 トライアル利用に関する特則

- 1 契約者は、別段の定めがある場合を除き、本サービスの利用契約を締結する前に限り、当社指定の方法で申請のうえ当社が認めた場合、本サービスのトライアル利用を行うことができます。
- 2 トライアル利用には、本約款の各規定を準用します。
- 3 トライアル利用の期間は、利用者（トライアル利用を当社が承諾した者をいいます。以下同じとします。）からの第1項による申請に基づき当社が定める期間とし、当社が認めた場合には、期間の延長を行うことができます。
- 4 利用者は、トライアル利用の期間満了日の7日前まではいつでも、本サービスの利用契約の申込みをすることができます。この場合には、利用契約の成立日にトライアル利用は終了し、当該成立日を本サービスの提供開始日とします。
- 5 当社が、利用者と連絡が取れなくなった場合、またはトライアル利用の期間満了日の7日前までに利用者から本サービスの利用契約の申込みがない場合、期間満了日にトライアル利用は終了します。
- 6 利用者は、トライアル利用の期間中、トライアル利用の中止を希望する日の前日までに当社に申し出ることにより、トライアル利用を中止することができます。
- 7 トライアル利用期間中に貸与機器等を毀損し、または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できなくなった場合には、別紙1 料金表第6（紛失・損害金）に規定する料金の支払を要します。